

知的財産 -Intellectual Property-

Newsletter

〈2019年1月号〉

新年のご挨拶

重富 貴光
Takamitsu Shigetomi

PROFILEはこちら

新年明けましておめでとうございます。

旧年中は格別のご厚情を賜り、また知的財産Newsletterをお読み頂きまして、誠に有難うございました。お陰様で、本Newsletterを配信させて頂いてから早2年を迎えることが出来ました。本年も継続して本Newsletterを配信していく所存でございますので、日頃の皆様の知的財産関連業務に少しでもお役立て頂ければ幸甚でございます。

さて、知的財産を取り巻く社会に少しばかり目を向けますと、AIやIoTといった新しい技術が次々と生まれ、ヒトとモノの関係は急速に変化しています。またインターネットを通じた電子商取引もヒトがモノを購入する当たり前の手段となってきました。

このような社会状況の変化を受けて、知的財産に関する法規則及び基準も次々と新設・改訂がなされており、これらに対する情報収集とその理解が益々重要となっています。また、海外でのビジネス取引の増加に伴い、外国企業との特許紛争をはじめとする様々な知財争訟も顕在化してきています。

弊所の知的財産プラクティスグループは、上述した大きな変化にも柔軟に対応し、より質の高いリーガルサービスを提供できるよう、大阪・東京・名古屋を拠点に国内外の知財関連業務を扱っております。[知的財産取引全般](#)、[不正競争](#)、[ライセンス・フランチャイズ](#)、また[知財争訟](#)にいたるまで豊富な経験を有する多数の弁護士が、専門的かつ高度なリーガルサービスを提供しております。

旧年は、トムソンロイター社出版のAsian Legal Business (ALB) 2018年5月号のIP Rankings 2018において、弊所は2年連続でJapan DomesticのPatents部門において高い評価(Tier 1)を得ました。またJapan DomesticのTrademarks/Copyright部門においても高い評価(Tier 2)を得ました。引き続き皆様のお役に立てるよう研鑽してまいります。

年頭にあたり、旧年中に賜りましたご厚情に深く感謝申し上げますと共に、本年も倍旧のお引き立ての程よろしくお願い申し上げます。

弁護士法人大江橋法律事務所
パートナー弁護士 重富貴光

Contents

1 | 知財紛争処理システムの見直しについて



2 | 営業用資料から公知発明の構成を認定して特許発明の新規性を否定した事例

知財高裁(2部)平成30年11月26日判決〔連続員係止具とロール状連続員係止具事件〕

3 | 一般的文献及び実験結果等を考慮して周知技術を認定した上で
進歩性を肯定し特許取消決定を取り消した事例

知財高裁(2部)平成30年11月28日〔ポリイミド事件〕



4 | 登録商標と結合商標たる被告標章の類似性を肯定した事案

知財高裁(4部)平成30年11月28日判決〔「白砂青松」事件〕



5 | 控訴人の元従業員らによる顧客情報の持ち出しが認定されなかった事例

知財高裁(3部)平成30年11月22日判決〔顧客情報持ち出し疑い事件〕



6 | セミナー・執筆情報のご案内



知財紛争処理システムの見直しについて



松田 誠司

Seiji Matsuda

PROFILEはこちら

現在、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会では、知財紛争処理システムの見直しについて検討が行われています。2019年早々にも同小委員会の報告書が取りまとめられる予定ですが、本稿では、検討の概要についてお伝えしたいと思います。

知財紛争処理システムの見直しについては、数年にわたって検討が続けられているところですが、最近の議論においては、証拠収集方法の拡充を含めた特許権侵害に対する救済の実効性確保が主要なテーマとされています。このような議論の背景には、不動産や動産等と比較して特許権の侵害は容易であること及び侵害者が侵害に係る証拠を保有しているため、構造的に特許権者による侵害立証が困難であること等が挙げられています。これらの背景から、侵害行為の把握及び立証が困難であり、特許権者が勝訴したとしても損害賠償額が低額にとどまるのであれば、いわゆる「侵害し得」ということになりかねません。そこで、現在の知財紛争処理システムを検討し、必要に応じて見直すべきではないかという議論がなされています。

具体的には、①提訴後査察制度の創設、②損害賠償算定方法の見直し及び③二段階訴訟制度の検討がなされています。①は、特許権侵害訴訟の提起後に、裁判所が選任する査察人及び執行官が被疑侵害者の工場等に立ち入り、質問、文書提示要求、装置の作動、計測、実験等を行い、報告書を作成するという制度が検討されています。

②については、損害賠償額を引き上げる目的で懲罰的損害賠償制度を導入すること等も検討の対象には入っていますが、わが国民法が填補賠償原則を採用していること等との関係で、導入が適切であるとの意見が大勢を占めるまでには至っていません。そこで、今般の検討では、102条1項と3項の重畳適用が妨げられないこと及び102条3項の相当実施料額の算定において、通常の交渉における場合より高い額が認められるよう、算定に当たっての考慮要素をそれぞれ明記するという考え方が示されています。

③に関し、ドイツで採用されているいわゆる二段階訴訟を参考にした制度の採用が検討されています。具体的には、特許権侵害訴訟において差止請求が認容された場合に、まず差止判決を取得し、その後、当事者間で、具体的な損害額を交渉し、交渉が決裂したとき、損害額支払訴訟により損害額を確定させるという制度が検討されているようです。

「知財紛争処理システムの見直しの方向性(案)」はこちらからご覧いただけます

→ contentsへ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士からのアドバイスをお受け頂ければと存じます。

営業用資料から公知発明の構成を認定して特許発明の新規性を否定した事例

古庄 俊哉

Toshiya Furusho

PROFILEはこちら



知財高裁(2部)平成30年11月26日判決(平成29年(ネ)第10055号)裁判所ウェブサイト[連続係止具とロール状連続係止具事件]

→ 裁判例はこちら

本件は、被控訴人Xが、控訴人Yらが「連続係止具」及び「ロール状に巻いたロール状連続係止具」(「被告各製品」)を製造、販売等をする行為は、Xが有する「連続係止具とロール状連続係止具」とする発明(「本件発明」)についての特許権(「本件特許権」)を侵害する行為であると主張して、Yらに対し、被告各製品の製造、販売等の差止め等を求めた事案です。

原判決(東京地方裁判所平成28年(ワ)第20818号・平成29年4月19日判決)は、被告各製品は、本件発明の技術的範囲に属すると判断した上、本件発明に係る特許(「本件特許」)に無効事由は認められないとして、Xの請求を認容しました。これに対し、本判決は、控訴審で主張された本件特許に係る新規性欠如の主張につき、時機に後れた攻撃防御方法の却下の申立てを却下した上、当該主張を認め、原判決を取り消し、Xの請求を棄却しました。

知財高裁の判断の概要は以下のとおりです。

＜時機に後れた攻撃防御方法の主張について＞

本件は、平成28年6月24日に東京地方裁判所に提訴され、平生29年1月26日に口頭弁論が終結され、その後和解協議が行われたところ、Yらは、新規性欠如に係る抗弁を、遅くとも平成29年1月26日までに提出することは可能であったといえるから、これは「時機に後れて提出した攻撃又は防御の方法」(民訴法157条1項)に該当することが認められる。

しかし、Yらは、本件の控訴審の第1回口頭弁論期日(平成29年8月3日)において、Y1は、本件特許が出願されたとみなされる日より前に、本件発明の構成要件を充足する製品を販売したので、本件特許は新規性を欠く旨の主張をしたものであって、上記期日において、次回期日が指定され、更なる主張、立証が予定されたことからすると、この時点における上記主張により、訴訟の完結を遅延させることとなると認めるに足りる事情があったとは認められない。

したがって、上記主張に係る時機に後れた攻撃防御方法の却

下の申立ては、認められない。

＜新規性欠如の主張について＞

- (1) Yらは、X外1名を原告、Y外3名を被告とする商標権侵害差止め請求事件において、当該事件の原告訴訟代理人が平成19年5月22日に東京地方裁判所に証拠として提出した書面及び証拠説明書を、その頃受領した。当該書面は、Y1が、Xの顧客であった者に交付したものを、平成19年5月22日までに、Xが入手し、上記Y1が、Xの得意先へ営業した事実を裏付ける証拠であるとして、上記事件において、提出したものであると認められる。
- (2) 当該書面の記載内容からすると、これと同じ書面が、平成18年5月20日以前に、Y1により、ホタテ養殖業者等の相当数の見込み客に配布されていたことを推認することができる。
- (3) 前記の配布されていた書面には、5本の「つりピン」が中央付近においてそれぞれハの字型の1対の突起を有するとともに、そのハの字型の間の部分を2本の直線状の部分が連通する形で連結された形状のものが添付されていたと認められる。
- (4) 前記(3)の5本の「つりピン」が連結された形状のものは、本件発明(請求項1～3)の構成要件を、すべて充足すると認められる。
- (5) したがって、本件発明は、本件特許が出願されたとみなされる日である平成18年5月24日より前に日本国内において公然知られた発明であったといえることができるから、新規性を欠き、特許を受けることができない。

本件は、営業用資料として配布されていた書面について、特許出願日以前に当該書面が配布されていたことを認定したうえで、当該書面の記載から公知発明の構成を認定し、権利行使の対象となった特許発明の新規性を否定しています。事例判決ではありませんが、非特許文献である営業用資料から発明の内容を認定して、新規性欠如の判断をした事例として参考になると思われます。

→ contentsへ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを受けなければなりません。

一般的文献及び実験結果等を考慮して周知技術を認定した上で 進歩性を肯定し特許取消決定を取り消した事例

石津 真二
Shinji Ishizu

PROFILEはこちら

知財高裁(2部)平成30年11月28日判決(平成29年(行ケ)第10230号)裁判所ウェブサイト[ポリイミド事件]

[→ 裁判例はこちら](#)

本件は、原告Xが有する「ポリイミド、及びポリイミド前駆体」と題する特許(「本件特許」)について、特許異議の申立てがなされ、特許庁は、Xの訂正請求(「本件訂正請求」)を認めた上で、本件特許を進歩性欠如(特許法29条2項違反)・サポート要件違反(特許法36条6項1号違反)・実施可能要件違反(特許法36条4項1号違反)を理由に本件特許を取り消す決定(「本件取消決定」)を行ったため、本件取消決定の取消をXが求めた事案です。知財高裁は、本件取消決定は、進歩性判断の前提となる周知技術の認定を誤り、その結果、進歩性欠如を理由とする特許取消の判断を導いたものである等と述べ、本件取消決定を取り消しました。

知財高裁は、サポート要件違反及び実施可能要件違反の判断も行っていますが、以下では、進歩性欠如についての判断に焦点を当ててご紹介します。

まず、本件特許は、フレキシブルディスプレイ等に用いられ、優れた透明性と高い機械強度、低熱線膨張係数を併せ持つポリイミド及びそのポリイミド前駆体を提供するものです。そして、本件訂正請求に係る訂正後の本件特許請求項1においては、このポリイミド及びポリイミド前駆体は、以下のいずれかの方法により得られるものとされています。

A)光透過率が90%以上である芳香環を有しないジアミン誘導体、及び、本件光透過率¹が80%以上であるテトラカルボン酸誘導体を反応させる方法

B)光透過率が80%以上である芳香環を有するジアミン誘導体、及び、本件光透過率が80%以上の脂環式テトラカルボン

酸誘導体(又はジフタル酸二無水物等から選ばれる芳香族テトラカルボン酸誘導体)を反応させる方法

本件取消決定は、進歩性欠如の判断に際し、本件特許出願の当時、以下の各事項が周知であると認定し、その透明度を測定する際の溶媒の種類や溶液の濃度を適宜設定することで、本件特許請求項1に係る発明(本件発明1)において特定する測定条件とすることは容易であると判断しました。

- (1)透明性に優れたポリイミドにおける透明性の指標として、「フィルムとしたときの波長400nmの光透過率」を採用すること
- (2)透明性に優れたポリイミドを製造するには、その原料モノマーである酸二無水物及びジアミンにも共に透明性に優れたものを使用する必要があることは明らかであって、波長400nm付近の光透過率が高いポリイミドを製造するには、その原料モノマーである酸二無水物及びジアミンも共に同じく波長400nm付近の光透過率が高いものを使用する必要があること

これに対して、知財高裁は、上記のうち、(1)は周知ではないと指摘した上、(2)に関して、本件特許の請求項の記載に即した分析を行い、以下の①及び②は周知であるものの、③は周知ではないと認定しました。

- ①光透過性に優れたポリイミドを得るために、本件光透過率が80%以上のテトラカルボン酸誘導体を使用すること
- ②光透過性に優れたポリイミドを得るために、モノマーとして、着色の少ないジアミン誘導体を使用すること
- ③光透過性に優れたポリイミドを得るために、本件光透過率が90%以上である芳香環を有しないジアミン誘導体又は本件

¹「本件光透過率」とは、「純水又はN、N-ジメチルアセトアミドに10質量%の濃度に溶解して得られた溶液に対する波長400nm、光路長1cmの光透過率」を指します。

[次ページへ続く](#)

光透過率が80%以上である芳香環を有するジアミン誘導体を使用すること

知財高裁が上記認定を行うに際しては、特に、以下の各点について考慮しています。

(ア) ㈱技術情報協会発行の「ポリイミド樹脂」との文献において、「…図…は…ジアミンの再結晶前後の光透過性について示したものである。活性炭を用いて再結晶した後のモノマーを用いた方が光透過性にやや優れている。光透過性では僅かな差ではあるが、着色の差としてはっきりと表れる。」と記載され、光透過性と着色の度合いとの間の相関関係は不明であること
(イ) 特許庁は、ポリイミドの純度を高めるためにはモノマーであるジアミン誘導体の純度も高める必要があり、ジアミン誘導体についてテトラカルボン酸誘導体と同程度の本件光透過率を設定することは当然に理解されると主張しているが、Xが行った実験(他社の3製品を用いた実験)において、純度の高い製品の本件光透過率は、純度の低い製品と比較して極めて低いため、ジアミン誘導体の純度と光透過率は必ずしも相関しないと認められること

本件は、事例判断ですが、進歩性欠如の判断の前提となる周知技術の認定に関し、本件発明の物質(ポリイミド)に係る一般的な文献及び当事者の行った実験結果を重視した判断がなされているものとして、参考になると思われる裁判例ですので、紹介する次第です。

→ [contentsへ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

登録商標と結合商標たる被告標章の類似性を肯定した事案

杉野 文香
Ayaka Sugino

PROFILEはこちら

知財高裁(4部)平成30年11月28日判決(平成30年(ネ)第10045号、平成30年(ネ)第10070号)
裁判所ウェブサイト「白砂青松」事件]

→ 裁判例はこちら

本件は、「日本酒、焼酎、果実酒」等を指定商品とし、「白砂青松」の標準文字からなる商標(以下「X商標」)の商標権(以下「本件商標権」)を有するXが、以下の標章を含む4つの標章(以下「Y標章」。Y標章のうちの一つとして添付画像をご紹介します。)を付した日本酒を製造販売するYに対し、Yの当該行為が本件商標権を侵害するとして、商標法36条1項に基づき、Y標章を付した日本酒を含む酒類の販売等の差し止めを求めるとともに、同条2項に基づき、Y標章を付した日本酒に関する宣伝用ポスター、包装等の廃棄及びYのウェブサイトからのY標章の削除を求めた事案です。原審はXの請求を全部認容したことから、Yが控訴を提起し、また、Xが附帯控訴の方式により、差し止めの対象を変更するなどの訴えの交換的変更を行いました。



Y標章のうちの一つ(以下「Y標章1」)

本件の争点は、X商標とY標章との類似、先使用権の有無、権利濫用の抗弁の成否の3点ですが、以下では、X商標とY標章(特にY標章1)の類似判断に焦点を当ててご紹介いたします(なお、先使用権と権利濫用の抗弁は、原審・知財高裁共にその成立を否定しております。)

Y標章には、図形部分、「大観」、「白砂青松」の各文字部分からなる結合商標と、「大観」、「白砂青松」の文字部分からなる結合商標が含まれるところ、知財高裁は、以下の理由から、「白砂青松」が要部であり、その結果、外観(字体は異なりますが、文字構成が同じであることを理由に同一と判断しています。)、称呼、観念が同一であるX商標とY標章は類似すると判断して、Xの請求を認めました。

①図形部分と「大観」「白砂青松」の文字部分の関して

▶文字部分と図形部分が重なっていないこと、「大観」の文字部分は図形部分の長方形の黒色の枠線からやや離れた上方に配置していることから、図形部分と文字部分は、明瞭に区別して認識することができる。

▶(日本酒の)需要者の多くは、図形部分の風景画について、「白砂青松」から連想、想起させる風景を描いたものと認識することはあっても、横山大観作の絵画と認識するとはいえず、「大観」、「白砂青松」の各文字部分が、図形部分の絵画の作者が横山大観であり、その作品名が「白砂青松」であることを表示するものとして図形部分と一体的な関係にあると認識するともいえない。

②「大観」と「白砂青松」の文字部分に関して

▶「大観」は上方左端に、「白砂青松」は、「大観」よりも大きな文字で上方中央にそれぞれ表示され、「大観」は「白砂青松」よりもやや上方に位置していること、「大観」と「白砂青松」は字体が異なり、文字間隔も「白砂青松」の方が広いことに照らすと、「大観」と「白砂青松」は明瞭に区別して認識することができるから、分離して観察することが取引上不自然と思われるほど不可分的に結合しているものとは認められない。

③Y標章の要部

▶「白砂青松」は、上方中央に毛筆体の大きな文字で表示され、当該部分から「ハクサセイショウ」又は「ハクシャセイショウ」の称呼が自然に生じること、「白砂青松」の下方に表示された図形部分については、需要者の多くが「白砂青松」から連想、想起させる風景を描いたものと認識することからすると、Y標章が日本酒に使用された場合には、「白砂青松」の文字部分が、取引者、需要者に対し、Y商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるため、「白砂青松」がY標章の要部である。

類似の判断は隔離的観察(異なる時間・場所において両商標を観察した場合に出所の混同が生じるかを判断するというもの。)の方法によってなされますが、特に結合商標においては、当該商標のうち識別力を有する要部を抽出して比較するという観察方法がしばしば採られています。本件は事例判断ではありますが、需要者が如何に認識するかという観点から結合商標の要部を認定している点で参考になると思いますので、紹介する次第です。

→ contentsへ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士からのアドバイスを受けなければなりません。

控訴人の元従業員らによる顧客情報の持ち出しが認定されなかった事例

廣瀬 崇史

Takashi Hirose

PROFILEはこちら

知財高裁(3部)平成30年11月22日判決(平成30年(ネ)第10047号)裁判所ウェブサイト[顧客情報持ち出し疑い事件]

→ 裁判例はこちら

1 はじめに

本件は、X(一審原告、控訴人)が、Xの元従業員らが設立した会社であるY(一審被告、被控訴人)に対し、Yは元従業員らが在職中に無断で持ち出したXの顧客情報を使用して営業行為を行っており、また、Xの周知な標章又は営業表示である「OHBEI」、「OHBEI AUTO」及び「OHBEI-AUTO」(これらを総称して「本件X表示」と同一又は類似の「OHBEI」との標章を店舗外看板に掲げる等してXの営業と混同させる行為を行っている」と主張して、不正競争防止法2条1項1号、同項4号、同法3条に基づき、営業の差止、顧客情報の廃棄、標章使用差止、損害賠償請求を行い、一審では、請求が棄却され、Xが控訴した事案です。知財高裁も、顧客情報の不正取得行為や、周知表示による営業の混同惹起行為はいずれも認められないとして、控訴を棄却しました。その判断概要は次のとおりです。

2 Yによる顧客情報の不正取得行為が認められないこと

(1) サーバーのログについて

まず、知財高裁は、元従業員が顧客情報を持ち出したとXが主張する期間において、サーバーのログに、操作内容を「『自由検索一覧(得意先)』」の印刷を行いました。」とする履歴、操作内容を「『自由検索一覧(車両)』」の印刷を行いました。」とする履歴、操作内容を「『自由検索一覧(得意先)』」のPDF出力を行いました。」とする履歴がそれぞれ記録されていることが認められるとしました。

しかし、知財高裁は、元従業員らは、Xが主張する期間において、残務整理のほか、通常業務を行っていたと認められ、顧客の問い合わせ対応や通知のために、サーバーに保存されている顧客情報にアクセスし、得意先や車両に関する事項に基づいて検索操作をすることは、通常行われる行為であるから、上記の検索・印刷・PDF出力をもって、不正に営業秘密を取得する行為である

と断ずることはできず、また、印刷した書類等を社外に持ち出したことを認めるに足りる確な証拠も見当たらないとしました。

なお、Xは、元従業員がPDF出力をしたのは、他の記録媒体等に保存するためであったと主張していました。かかる点に関して、Y関係者は、Xの使用するシステムに関し、住所、車両の登録番号、車種、車検時期等を見るためには、PDF形式で出力しなければならないと陳述しているところ、この陳述の信用性を否定し他の記録媒体等に保存する場合以外にPDF形式で出力することが予定されていなかったと認めるに足りる証拠はないと知財高裁は判断しました。

(2) 顧客に対する挨拶状の発送について

(1)以外でも、知財高裁は、元従業員らが、Xの顧客情報を利用して、顧客250人分について、ラベルシールに印刷した上で、開業の挨拶状の宛名として貼付し発送した行為に関して、営業秘密の不正取得行為の該当性を検討しましたが、懇意にする顧客へのダイレクトメール発送のため顧客情報を使用することをX側が承諾したと認めるのが相当という理由等から、営業秘密の不正取得行為はないとしました。

3 周知表示による混同惹起行為が認められないこと

Xは、本件X表示について、特定の2つの市において、Xの業務に係る標章又は営業表示として周知のものであると主張しました。しかし、知財高裁は、その使用期間及び使用態様並びにXの市場占有率等に関する証拠不足等を理由として、周知性を否定しました。

4 小括

本件は事例判決ですが、顧客情報の持ち出し行為の有無等について具体的な事実認定が行われており、事実認定で重視される事情にはどのようなものがあるかの具体例を理解する一助になると考え紹介させていただき次第です。

→ contentsへ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士へのお問い合わせを頂戴いたします。

 セミナーのご案内

大阪エリア

(株)インターネットイニシアティブ・弁護士法人大江橋法律事務所 共催
公益社団法人 関西経済連合会 後援

中国サイバーセキュリティ法の最新実務対策 — 法的論点の整理と、日系進出企業の課題解決を中心に —

日時 2019年01月31日(木) 14時00分～ 17時00分


会場 グランフロント大阪北館タワーB 10階 ナレッジキャピタルカンファレンスルームタワーB Room B05+06+07

住所 大阪市北区大深町3-1

講師 弁護士法人大江橋法律事務所 松本 亮 黒田 佑輝

 [セミナー詳細・お申込みはこちら](#)

弊所では、ご希望の内容に応じて知的財産に関するセミナー・相談会をお請けしております。
セミナー・相談会等のご希望がございましたら、以下のメールアドレス宛てにご連絡下さい。

 IPnewsletter@ohebashi.com

 執筆情報のご案内

<リレー連載コラム>ある日の知財弁護士 #31 30年感慨に耽って1日が過ぎる……

掲載誌 Law&Technology 81号(138頁)

発行年月 2018年10月

執筆者 平野 恵 絵

[→ contentsへ戻る](#)

本ニュースターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。